

京都市勧業館みやこめッセ 感染拡大予防ガイドライン

※本ガイドラインは感染状況、京都府及び京都市の対応方針等の改定により、随時見直します。

(2020年8月24日現在)

本ガイドラインは、政府、京都府及び京都市の対応方針、並びに日本展示会協会及び日本コンベンション協会のガイドラインを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大予防を図り、お客様に安心して当館をご利用いただけるよう作成いたしました。

催事主催者におかれましては、下記の対策の実施について、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1 主催者・来館者に対する、適切な感染予防対策の考え方

- (1) 発熱者等の施設への入場制限
- (2) 3つの密の防止（密接・密閉・密集）
- (3) 飛沫感染、接触感染の防止

2 主催者に行っていただく具体的な対策

(1) 主催者へのお願い

- a. 対人距離 2m(最低でも 1m)、来場者 1人当たり 2㎡の可動面積の確保
- b. 人と人が対面・接客する場所での、アクリル板・透明ビニールカーテン等の設置
- c. スタッフ及び来場者の催事当日会場での検温、体調確認の実施とスタッフへの「感染疑い発生時の対応マニュアル」(別紙)に基づく対応の周知
(非接触式検温器、1催事に1台無料貸出し可；追加の場合有料)
- d. スタッフ及び来場者の名簿管理及び接触確認アプリの活用と登録
 - ・京都市新型コロナあんしん追跡サービス
 - ・京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」等
- e. スタッフ及び来場者へのマスク、フェイスガードの着用の実施
- f. 会場入口または会場内でのアルコール消毒液の設置
- g. 会場内で多くの方が手で触れる箇所の定期消毒(各階ロビーなどの消毒は当館で行います)
- h. 設営終了後、催事開始前の机・椅子等の消毒(洗浄液と雑巾は無料貸出可)
- i. 催事前後や休憩時間などの交流・懇親をお控えいただくこと
- j. キャッシュレスの推奨と、現金の場合のトレー等の利用
- k. 来場者の滞在時間短縮への取組(レイアウトのシンプル化など)
- l. 会場入口等への、来場者向けのコロナ対策周知文の掲示

(2) 来場者へ周知いただく内容

- a. 手洗い、手指消毒の実施
- b. 咳エチケット、マスク着用等の実施
- c. 発熱、風邪の症状、体調不良の方の来場自粛

- d. 会場での検温実施への協力依頼
- e. 感染発生に備えた、連絡先等の名簿作成への協力
- f. 接触確認アプリの登録

(3) 会場の換気（出入口の目隠し用のパーテーション無料貸出可）

- a. 展示場では、出入口の開放等の換気対策をお願いします。
また、冷暖房(有料)運転時は、ビル管理法に基づく換気運転となりますことをご了承願います。
- b. 会議室では、常に換気モードとし、出入口の開放等の換気対策をお願いします。

3 開催規模について

(1) 展示場・会議室・美術工芸ギャラリーの収容人数について

- a. 密集・密接を防止するため、利用会場毎に「最大収容者数」を別表に示しておりますので、ご参照願います。
- b. ブース・ステージ・展示スペース等を設けられる場合は来場者の収容可能人数が減少しますので、担当者にご相談ください。
- c. ご予約時の規模での開催が困難な場合など、担当者にご相談いただきますようお願いいたします。

(2) 共通事項

- a. ロビーは待機列（2m間隔、最低でも1m）以外のご利用は出来ません。
- b. 会場内での飲食の提供は原則控えていただきます。弁当などの個別でパッケージされた形式で提供される場合等は、担当者にご相談願います。
- c. 人数の把握かつ参加者の把握が困難なものは、開催を見合わせていただくこともございますので、ご了承ください。

(別表)

【最大収容者数】

<展示場>			<会議室・ギャラリー>		<控室・商談室・多目的室>	
第3展示場	全面	2,000人	大会議室	60人	第1～5控室	4人
	1/2	1,000人	第1・2・3会議室	12人	第1商談室	4人
第2展示場	全面	1,800人	特別会議室	8人	第2～5商談室	8人
	3/4	1,350人	工芸実技室	24人	第1・2多目的室	6人
	1/2	900人	美術工芸ギャラリーA	24人		
	1/4	450人	美術工芸ギャラリーB	28人		
第1展示場	全面	740人				
	1/2	370人				
特別展示場	全面	180人				
	A	98人				
	B	83人				

京都市勧業館みやこめッセ 感染疑い発生時の対応マニュアル

1 主催者による入場時の体調確認にて体調不良者が発生した場合の対応

主催者による検温等で、「風邪の症状、37.5度以上の熱、倦怠感（強いだるさ）、呼吸が困難（息苦しい）」等の症状を確認したとき。

⇒主催者にて入場を控えるようお伝えし、帰宅を促すとともに、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を渡していただき、可能な限り連絡先を確認する。

対応後、速やかに当社に連絡する。

⇒帰宅が困難な症状の場合は、当社に連絡のうえ、主催者同行のもと指定する救護スペースへ移動する。移動後「2 催事中に体調不良者が発生した場合の対応」の対応を行う。

2 催事中に体調不良者が発生した場合の対応

主催者が催事中に「風邪の症状、37.5度以上の熱、倦怠感（強いだるさ）、呼吸が困難（息苦しい）」等の症状がある来場者を確認した場合は、直ちに当社に連絡するとともに、主催者同行のもと指定する救護スペースへ移動する。

⇒救護スペースにて、当社立会いのもと主催者とともに患者の健康状況を確認し、その結果を基に、当社が救急車の要請等を行う。

⇒救急搬送後は、当社が関係機関に消毒等の対応を確認し、主催者とともに適切な処置を行う。

【適切な処置の範囲】

場所	主催者	当社	備考
占用貸出部	○		トイレは当社で実施
共用部		○	共用部の造作物は主催者で実施

3 催事後にコロナ罹患者が発生した場合の対応

催事後に、催事関係者・来場者がコロナに感染した場合には、速やかに主催者より、コロナ罹患者の来場日時等、詳細情報を当社に報告する。

当社から関係機関に連絡し、消毒等の対応を確認し適切な処置を行うとともに、公表方法等を含めたその後の対応等について、関係機関・主催者・当社の3者で協議する。

【関係機関連絡先】

<平日> 保健福祉局 医療福祉センター 感染症対策担当：075-746-7200

<土日祝日> 京都市帰国者・接触者電話相談センター：075-222-3421